

教育と文化

みんなで
考えよう
人権・同和問題
No. 236

理想の結婚

このコーナーは、隔月のシリーズで掲載しています。これを手がかりに、家庭で人権・同和問題について話し合ってみましょう。

わが国における婚姻は、憲法第24条で『婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない』と定められています。法的には異性による婚姻しか認められていないのです。

このようななか、2015年に渋谷区で、同性カップルが婚姻に相当する関係であることを認める『パートナーシップ証明書』を発行する条例が施行されました。これによって、家族でなければ同居が認められなかった区営住宅への入居や、パートナーの入院の際の付き添いなどができるようになりました。これに続き、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市でも同性パートナーシップ制度が導入されました。

世界に目を向けてみると、20か国以上が同性婚を認めて

いて、パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国や地域を含めると、世界中の約20%にも及びます。G7と呼ばれる国の中で、同性カップルを認めていないのは日本だけという状況も見えてきます。

愛し合う者同士が婚姻が認められないということは、二人の幸せになる権利が奪われているということになります。同時に、同性婚のカップルと異性婚のカップルは、平等ではないということになります。

「同性婚なんて自分には関係ない」と思う人もいるかもしれませんが、『生きづらさ』を招いているのは、実はこの『無関心』なのかもしれません。

まずは関心を持つことから始めてみませんか。あなたが変われば、きっと社会も少しだけ変わります。

郷土の文化財

伊万里の城館跡シリーズ①

●問合先 生涯学習課文化財係 ☎3186

伊万里の中世城館跡

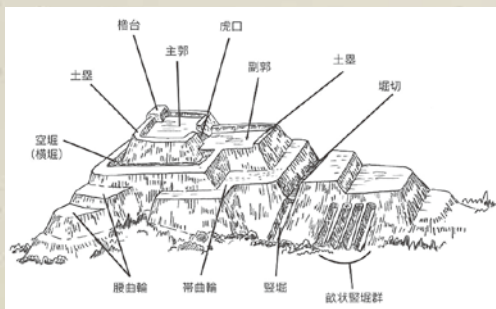
佐賀県内には多彩な中近世城館が創出されてきました。だが、近現代の急速な経済発展の過程で、こうした城館跡が開発などにより失われることがあります。

伊万里市に所在する城館跡、あるいはそれらに関わる遺跡などは合計すると63箇所あり、そうした城館跡

などは中世（鎌倉時代から室町時代）のもので、伊万里市は県内でも城館跡が多い地域です。松浦党の領主の間で相互不可侵の取り決め（一揆契約）が結ばれ、紛争が起これにくい状況が中世の終盤まで続いた結果、伊万里地域では強力な武士による領地の併合などが起こらず、多数の武士が個別に領地を治めていました。このため、領地間での紛争に備えた城館が領主（領

地）ごとに築城され、他の地域に比べて多くの城館跡が残っているのです。

次号からは、こうした時代背景を持つ城館跡について、新たに『伊万里の城館跡シリーズ』として連載します。



↑中世城館概念図